

都市整備局広報印刷物広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市広告掲載要綱に定めるもののほか、都市整備局において作成する冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、封筒及びその他これらに類するもの（以下「広報印刷物」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 規格、掲載位置、掲載期間、広告料及び選定方法は、別途募集要項に記載する。

(広告掲載希望者の募集)

第3条 広告掲載希望者は、都市整備局ホームページ等で公募する。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- (10) 結婚相談所または交際紹介業
- (11) 探偵事務所、興信所等の調査会社
- (12) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (13) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- (14) 市税を滞納している事業者

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 社員等の人材募集を主たる内容とするもの
- (8) 特定の不動産に関するもの
- (9) その他、都市整備局長が不相当と認めるもの

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載希望者は、都市整備局広報印刷物広告掲載申込書(第1号様式)により、指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 第4条及び第5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について申込者に広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告料)

第9条 広告料については、広報印刷物の種類、発行数、広告の大きさ、色数、発行経費、類似広告の市場価格等を勘案し、決定する。

- 2 広告料は指定期日までに一括前納を原則とする。ただし、特別の理由があると認められたときは、この限りでない。
- 3 広告料について、特別の事情があると認められる場合については、これを減免することができる。

(広告料の返還)

第10条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告掲載の取消)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認めたとき

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

この要領は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月25日から施行する。